

Clip!
所得税・住民税の申告期間は、2/16(木)～3/15(木)です！



国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、「特定寄附金」を支出した場合には、所得税の確定申告を行うことで控除を受けることができます。（寄附した団体が発行する寄附金の受領証などの添付が必要です。）

また、以下の寄附金は個人住民税の寄附金控除の対象となります。（個人住民税の寄附金税額控除を受けるためには、所得税の確定申告もしくは個人住民税の申告を行う必要があります。）

■都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと寄附金）
■住所地の都道府県共同募金会・日本赤十字社支部に対する寄附金
■国の控除対象寄附金のうち、都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金
※「国に対する寄附金」及び「政党等に対する政治活動に関する寄附金」を除く

東日本大震災で被災した地方公共団体への義援金等について
被災した地方公共団体への寄附金及び義援金、日本赤十字社や中央共同募金会が受け入れる義援金、政府が受け付ける義援金は、所得税・個人住民税ともに寄附金控除の対象となります。

住民税の寄附金控除

■市外在住者の税法上の被扶養者になっている方
■医療費控除の適用を受ける方（年間10万円以上あるいは所得金額の5%以上の医療費の支払いがある方）
■寄附金控除の適用を受ける方
■住宅ローン控除の適用を受ける方（給与所得者は2年目以降、年末調整で控除の適用が受けられます。）

■配当所得がある方で次に該当する方
ア 非上場株式の配当所得のある方
イ 上場株式の配当所得のうち、発行済株式総数の5%以上を所有する方
ウ 給与と支払いを2カ所以上から受けている方
エ 給与以外に他の所得のある方（給与と所得以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告をする必要のない方も住民税の申告は必要になります。）

申告が必要な方

平成24年1月1日現在市内に住所のある方で、平成23年中の所得について、次に該当する方は申告が必要になります。

■事業所得（営業・農業・その他の事業）、配当所得、不動産所得、利子所得及び雑所得のある方
■給与と所得（アルバイト・パート、専従者給与も含みます。）で次に該当する方
ア 勤務先から市に給与支払報告書が提出されていない方
イ 平成23年中に退職し、再就職していない方
ウ 給与と所得以外に他の所得のある方（給与と所得以外の所得が20万円以下で所得税の確定申告をする必要のない方も住民税の申告は必要になります。）

申告が必要ない方

■給与と所得のみで年末調整が適正に行われ、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方
■公的年金等収入金額が400万円以下で、年金支払者から市に公的年金等支払報告書が提出されていて、他に収入がない方
※ただし、申告することにより各種控除を適用することで、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。また、住民税額は、控除適用後の額で計算されます。

■市内在住者の税法上の被扶養者になっている方
※年金・福祉・公営住宅・教育などの申請のため、所得に関する証明が必要な方は、申告が必要です。

申告に必要なもの

■印鑑
■平成23年中の所得のわかるもの
・給与・年金については源泉徴収票

収入がない方や収入が障害年金又は遺族年金のみの方も申告が必要になります。この場合、お電話での申告を受け付けます。

※国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入されている場合は、所得の状況により保険料（料）の軽減を受けることができますが、申告をされていないと、この軽減を受けることができません。また、介護保険についても高い所得段階での保険料となります。

平成23年分の申告書の提出及び納税の期限

所得税 贈与税	3月15日(木)
個人事業者の消費税 及び地方消費税	4月2日(月)

○国税庁ホームページでは、確定申告書のほかにも税務に関する主な行政手続についての申請・届出書様式を提供していますので、是非ご利用ください。

納税には、口座振替をご利用ください。

○口座振替のご利用を希望される場合は、「口座振替依頼書」を、「申告書の提出及び納税の期限」までに税務署に提出（郵送）してください。
○「口座振替依頼書」は、税務署及び金融機関に用意してあります。また、「確定申告書の手引き」にも様式が掲載されていますので、切り離してご利用ください。なお、国税庁ホームページからもダウンロードすることができます。

振替日：所得税 4月20日(金)
個人事業者の消費税及び地方消費税 4月25日(水)

■申告相談日程表

地区	対象地区・自治会	期日	申告会場及び受付時間
全地区	市内全域 (指定日に申告できない方)	2月16日(木) 2月17日(金)	市役所税務課 (8時30分～17時15分)
盛里	盛里地区	2月20日(月)	盛里地域コミュニティセンター (9時30分～16時)
宝	金井・中津森・厚原・平栗・加畑・サントウン平栗 下大幡・上大幡・高畑・サントウン宝	2月21日(火) 2月22日(水)	宝地域コミュニティセンター (9時30分～16時)
禾生	田野倉・大原・田野倉団地 四日市場・月見が丘・富士見台・井倉・九鬼団地・井倉団地・ツタノ井倉 古川渡・小形山・川茂	2月23日(木) 2月24日(金) 2月27日(月)	禾生地地域コミュニティセンター (9時30分～16時)
東桂	十日市場・蒼竜峡団地・上夏狩・下夏狩 桂町・境 鹿留(宮下・沖・古渡)	2月28日(火) 2月29日(水) 3月1日(木)	東桂地域コミュニティセンター (9時30分～16時)
開地・川棚	開地地区・川棚・旭ヶ丘	3月2日(金)	市役所税務課 (8時30分～17時15分)
下谷・三吉	下谷1～4丁目・下谷(羽根子を除く)・三吉地区	3月5日(月)	いきいきプラザ都留 2階機能訓練室 (9時30分～16時)
田原・上谷	田原1～4丁目・上谷	3月6日(火)	市役所税務課 (8時30分～19時)
上谷	上谷1～6丁目	3月7日(水)	
中央・つる	中央1～4丁目・つる1～2丁目	3月8日(木)	
つる・羽根子	つる3～5丁目・羽根子	3月9日(金) 3月12日(月) 3月13日(火) 3月14日(水)	
全地区	市内全域(指定日に申告をしていない方)	3月15日(木)	市役所税務課 (8時30分～17時15分)

※上記期間中は土曜日・日曜日を除き、午前8時30分から午後5時15分まで（3/6～3/14は19時まで）市役所税務課でも相談を受け付けています。地区指定日にご都合の悪い方はご利用ください。

◆医療費控除の領収書の集計方法と明細書の作成例

医療を受けた方	続柄	病院・薬局の名称	医療費	左記のうち、生命保険や社会保険で補てんされる金額
都留 太郎	本人	〇〇病院	26,350円	
		☆☆クリニック	65,500円	23,000円
		△△薬局	52,600円	
		交通費 (420円×2(往復)×15日)	12,600円	
都留 花子	妻	〇〇病院	5,800円	
		△△薬局	13,400円	
合 計			176,250円	23,000円

住宅借入金等特別税額控除

必要書類を添付して所得税の確定申告をおこなう必要があります。（給与所得者は2年目以降、年末調整で控除を適用できます。）詳細については税務署にお問合ください。

平成11年から平成18年までに入居した方、または、平成21年から平成25年までに入居した方について所得税から控除しきれなかった控除額を翌年度分の個人住民税から控除します。